

お墓の移転（改葬）について

ご遺体・ご遺骨が残っているお墓を別の墓地霊園に移される場合、改葬許可が必要となります。

<申請に必要なもの>

- ・墓地改葬許可申請書兼許可証及び別紙
- ・改葬に係る墓地使用者等の承諾書
(改葬申請者と改葬前の墓地の使用者が異なる場合)
- ・改葬に係る墓地使用者等の委任状
(代理の方に申請を委任する場合に必要)
- ・印鑑（認印可）
- ・申請者の本人確認書類（運転免許証及び健康保険証の写し、マイナンバーカード）

※必要事項を記入、押印のうえ生活環境課へ提出してください。

<改葬許可申請にあたっての事前確認事項>

改葬許可申請書を提出いただく際には、必ず、移転先の墓地霊園の名称等の記載が必要となります。

移転先の墓地霊園が決まってから、申請書を受理することとなりますので、お墓の移転のスケジュールと合わせてご準備ください。

ご遺骨が入っていないと認識されていたお墓から、ご遺骨が出てくる事例がまれにあります。
お墓からご遺骨が出てきた場合は、どなたのご遺骨かご確認のうえ申請を行ってください。

移転先の墓地霊園の管理者に、改葬許可証に記載する方の情報がどの程度必要なのか予めご確認ください。また、改葬前にお骨の“再焼骨”を求められる場合があります。お骨の再焼骨は、申請者様が希望される火葬場で行っていただくことができますが、再焼骨の際には改葬許可証が必要となります。

【 お問い合わせ：生活環境課 環境係 電話05979（3）0513 】